

予防接種のご案内

お問い合わせは健康づくり支援課へ
電話04-2956-8050

子どもの予防接種についての注意とお願い

予防接種法によって対象者、接種期間、接種間隔が定められた定期接種と、法定外の任意接種があります。予防接種の必要性や副反応についてよく理解してから受けましょう。



◆ 配付資料について

- 「**予防接種手帳(予診票)**」は乳幼児期に接種する定期予防接種の予診票です。「**予防接種と子どもの健康(説明書)**」とともに出生届時に市民課で配付しますので大切に保管してください。
- 受ける前には必ず「**予防接種と子どもの健康**」を読んでから受けてください。

◆ 持ち物

- 「**予防接種予診票**」「**母子(親子)健康手帳**」「**健康保険証**」
※保護者以外の方が同伴する場合は、保護者の方の委任状が必要になります。委任状の作成は、予防接種手帳を参考にしてください。

◆ 当日の注意事項

- 体調の良いときに受けましょう。
- 接種前に自宅で体温を測定し、平熱であることを確認してください。
- お子さんの健康状態をよく知っている保護者の方がお連れください。

◆ 接種場所

- 市内指定医療機関については、**P17・18**をご覧ください。
- 予約が必要となる場合がありますので、あらかじめ医療機関へご確認ください。
- 県内接種協力医(市外)の接種を希望する方は、埼玉県医師会ホームページで確認するか、健康づくり支援課へお問い合わせください。

◆ 費用

- 無料
- 対象年齢外で接種した場合は、任意接種となり全額自己負担となります。

◆ 転入された方へ

- 4歳未満のお子さんのいるご家庭には、転入手続きの際に市役所母子手帳交付窓口にて必要な予診票をお渡ししています。



法改正などにより年度途中で接種方法などが変更になる場合は、広報さやま・市公式ホームページでお知らせします。

接種間隔にご注意ください

◆ 次の病気にかかった場合の接種間隔

突 発 性 発 疹

ウ イ ル ス 性 の 疾 患
(麻疹・風しん・水痘・おたふくかぜ など)

熱 性 け い れ ん

完
治

2 週 間 経 過

4 週 間 経 過

3 か 月 程 度 経 過
(主治医に相談のうえ)

予
防
接
種
可
能

◆ 異なる種類のワクチンを接種する場合の間隔

注射生ワクチン		
B	C	G
麻しん	風しん	混合
水痘(水ぼうそう)		
(任意)おたふくかぜ		

27日以上あける
(例)月曜日に接種した場合
→4週間後の月曜日から接種可能

注射生ワクチン		
B	C	G
麻しん	風しん	混合
水痘(水ぼうそう)		
(任意)おたふくかぜ		

※異なる種類のワクチンを接種する場合、上記以外の制限はありません。
※同じ種類のワクチンの接種間隔は、**P3・4**をご覧ください。

◆ 年齢の数え方

定期予防接種の対象年齢は、種類ごとに決まっています。
誕生日の前日に年齢が加算されます。

生後〇月(〇歳)から
生後〇月(〇歳)以上

→ 誕生日の前日から接種可能

生後〇月(〇歳)に至るまで
生後〇月(〇歳)未満

→ 誕生日の前日まで接種可能

例えば、令和7年3月10日生まれのお子さんは、
生後2か月からは、令和7年5月9日から接種可能
1歳未満は、令和8年3月9日まで接種可能

◆ 接種間隔の数え方

接種間隔は、**接種日を含めず**に間の日数を数えます。

例えば、27日以上あけるとすると
1回目を3月25日に接種▶2回目は4月22日以降に接種可能

